

第 3 次奥州市環境基本計画等策定支援業務  
仕様書

令和 8 年 2 月

奥州市 市民環境部 GX 推進室

## 1 業務名称

第3次奥州市環境基本計画等策定支援業務

## 2 業務の目的

本市における環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、奥州市環境基本条例（平成19年奥州市条例第3号）の規定に基づき定めた第2次奥州市環境基本計画の計画期間が令和8年度末で満了となる。

また、世界的に深刻さを増す地球温暖化への対策のため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）により定めることとされる地球温暖化対策実行計画事務事業編及び区域施策編について、令和6年8月7日に当市において「奥州市2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明したことを踏まえ、その具体的なロードマップを描くために新たに策定する必要性が生じている。さらに地球温暖化を原因とする熱中症などの気候変動の影響への適応のため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）の規定により地域気候変動適応計画の策定も求められている。

これらの状況を踏まえ、本業務は、奥州市環境基本計画、奥州市地球温暖化対策実行計画事務事業編及び区域施策編並びに奥州市地域気候変動適応計画の4計画を一体的に策定し、令和9年度を計画期間の始期とする第3次奥州市環境基本計画としての策定を支援することを目的とする。

## 3 委託業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 対象地域

本業務の対象地域は奥州市全域とする。

## 5 業務受託の体制

### (1) 管理技術者

業務受託者は、本業務における管理技術者を定め、市へ通知するものとし、管理技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。なお、管理技術者は地域精通度の観点から過去5年以内に岩手県内において自治体の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定もしくは改定を含む環境基本計画策定業務などの同種業務の実績を有する実務経験豊かな技術者とし、技術士（環境部門（環境保全計画））あるいは技術士（建設部門（建設環境））の資格保有者とする。

ア 業務計画書を作成し、業務遂行に必要な事項を定めること。

## イ 設計図書等に基づく業務の技術上の管理

### (2) 照査技術者

業務受託者は、本業務における照査技術者を定め、市へ通知するものとし、照査技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。なお、照査技術者は本業務への精通度の観点から過去5年以内に岩手県内において自治体の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定もしくは改定を含む環境基本計画策定業務などの同種業務の実績を有する実務経験豊かな技術者とし、技術士（建設部門（建設環境））あるいはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者とする。

ア 照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めること。

イ 照査技術者は、業務の節目ごとに、又は市と協議により必要とした時に、その結果の確認を行うとともに、成果の内容について業務受託者の責において照査を行うものとする。

### (3) 担当技術者

業務受託者は、当業務における担当技術者を2名以上定め、市へ通知するものとし、担当技術者は、次に掲げる事項を行うものとする。なお、担当技術者のうち1名は業務対応の地域精通度や迅速性の観点から、岩手県内の事業所に常駐し、かつ過去5年以内に岩手県内において自治体の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定もしくは改定を含む環境基本計画策定業務などの同種業務の実績を有する者、又は過去5年以内に自治体の公共施設及び公用地に対する事業採算性評価も含めた太陽光発電ポテンシャル調査業務などの類似業務の実績を有する技術者を配置すること。

ア 管理技術者の補佐、各業務の遂行

イ 市との連絡調整、進捗管理

## 6 委託業務の内容

本業務は、「第3次奥州市環境基本計画等策定支援業務」に関する一式とし、概ね以下の業務内容とする。

業務受託者は、本仕様書に規定の業務内容、手順等については原則これに沿って行うものとし、規定がないもの、又は「2 業務の目的」をより良く果たすために必要となった業務が発生した場合や効果的、効率的な手順や手法が判明した場合などには、市と協議して実施方法等を検討し実施するものとする。

(1) 策定支援の対象とする計画

ア 第3次奥州市環境基本計画

(計画期間：10年間（令和9年度～令和18年度（2027年4月～2037年3月））)

奥州市環境基本条例（平成19年奥州市条例第3号）

イ 第3次奥州市地球温暖化対策実行計画事務事業編

(計画期間：10年間（令和9年度～令和18年度（2027年4月～2037年3月））)

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

ウ 奥州市地球温暖化対策実行計画区域施策編

(計画期間：10年間（令和9年度～令和18年度（2027年4月～2037年3月））)

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

エ 奥州市地域気候変動適応計画

(計画期間：10年間（令和9年度～令和18年度（2027年4月～2037年3月））)

気候変動適応法（平成30年法律第50号）

(2) 計画の構成

(1)「ア」～「エ」の4計画を第3次奥州市環境基本計画に内包し、一体的に策定する。ただし、法令等により各計画において必要とされる事項や計画の表現、策定後の運用上、効果的な表現が見込まれる場合には、適宜、計画を区分して記載する。

なお、本仕様書作成時点での計画構成案及び分野別環境像、環境目標、環境指標の構成などについては別添資料1のとおり。

業務受託者は、4計画を一体的に策定することに係る市の意図をよく理解し、計画の構成、文章やイラスト、写真等による表現におけるメリットや効果が最大限発揮されるようその提案を個別具体的に行うこと。

(3) 基礎調査等

下記の「ア」～「オ」について、令和7年度に市が行った基礎調査の結果も踏まえつつ整理、分析、情報の追加を行うこと。また調査の対象とするオープンデータ等（表1）について、令和7年度に市が行った基礎調査の内容を最新年度の内容に更新すること。

また、各基礎調査の要否、方法、対象等については、調査開始前に市とよく協議し市の了解を得ること。

ア 4計画の分野に関し最新の国、県の法令、計画、ビジョン等の把握、整理、分析

イ 4計画の分野に関し最新の国、県、他自治体の施策の把握、整理、分析

ウ 4計画の分野に関し当市の既策定計画の内容と進捗状況の整理、分析

エ 4計画の分野に関し当市の施策の状況の把握、整理、分析

オ その他、4計画の分野に関し計画策定に必要とする調査、分析

(ア) FIT・FIPの認定状況を基とした市内の太陽光発電の状況

(イ) 木質バイオマス発電に関する市域内の発電原材料に関するポテンシャル調査

(ウ) 家畜の糞尿やヒトのし尿を原材料としたバイオマス発電可能性調査

(エ) 家庭用生ごみ等の排出量調査及びバイオマス発電可能性調査

(オ) 令和7年度に市が行った基礎調査結果を踏まえ、さらに市域内の温室効果ガス排出量の把握、又は削減方法の検討のため必要と判断される場合、市域内で特に排出量が大きいと見込まれる事業者や先進的な取組みを行っている事業者に対しヒアリング調査を行うこと。

カ 上記「(ア)」～「(オ)」及び表1の他、オープンデータの収集、調査等について、計画案や施策の検討に資する調査、分析が必要となった場合、又は、市の求めがあった場合、市と協議の上、これを行うこと。

キ 「ア」～「カ」の調査結果を基に、計画の「分野別環境像」「環境目標」ごとに、市の現状や課題、課題を生む背景、課題解決のための施策や市民等が行う取組みについて整理し、計画策定業務や策定後の計画運用に資料として使用できるよう報告書を作成すること。なお、報告書については、市の了解を得た上で計画書案に替えることができる。

また、市特有の課題がない、又は、市特有の課題があったとしてもそのほかに、あるいはそれを包含する国際連合や日本政府、岩手県が掲げる目標やビジョンを踏まえ計画に盛り込むべき課題等が認められる場合の「分野別環境像」「環境目標」については、国際連合や日本政府、岩手県が掲げる目標やビジョン、計画等に沿うために必要な項目や施策、取組等を本計画における市が行うべき項目や施策、取組等としてまとめ提案すること。その場合、必要に応じ市の状況に合わせローカライズすること。

ク 基礎調査等については、概ね令和8年5月末までを目安に完了し、その成果を計画内文章の作成やその根拠となる情報の作成、グラフや図、イラストの作成に活用できるようにすること。

#### (4) 市民・事業者アンケート結果の活用

計画の「分野別環境像」「環境目標」ごとの市の現状や課題、その背景などを分析し計画内文章の作成やその根拠となる情報の作成、グラフや図、イラストの作成において活用できるよう令和7年度に市が市民や事業者を対象に行ったアンケート調査結果の分析を行うこと。

- (5) 奥州市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）、市民等ワークショップ（以下「WS」という。）、庁内ワーキンググループ（以下「WG」という。）の開催や運営支援、協議内容の記録、分析、次回開催時の協議内容に関する提案等を行うこと。また、以下の点に留意すること。

ア 委員会

- (ア) すでに設置済みの委員会委員長は下記の者とし、下記の者が引き続き委員長職を担うために必要な費用において、市が市の規定により支払う報酬及び旅費以外に費用が発生した場合、これを負担すること。

委員長職を委嘱する者

公立大学法人岩手県立大学 研究・地域連携本部 名誉教授 渋谷晃太郎 氏

- (イ) 委員会は契約期間中、3回以上開催する。
- (ウ) 開催内容に関わる特段の条件がない限り、市庁舎等、市が所有する施設で開催すること。
- (エ) 業務受託者は、委員会に関する議事録の作成を行うこと。また協議資料の作成支援の他、協議中の市担当者による回答の補助または回答も行うこと。
- (オ) 「(ア)」～「(エ)」の他、委員会の開催に係る準備、開催、議事の分析、計画案への反映、その他、本業務に関連する事項について、市と協議の上、これを行うこと。
- (カ) 委員会の各回開催の間、各委員に対し策定作業の進捗情報の提供や協議に付す資料について、資料の内容及び納品日程、納品方法を市と協議の上、作成すること。原則、電子データとし、このほか、委員送付用としてカラー印刷を必要とする場合には、これを印刷し10部納品すること。

特に、令和8年6月末までの間、計画本文の案を委員の負担に配慮し分割して複数回、委員あて送付し意見を求めることとしているので、市と協議しつつこれに対応すること。

また、委員会開催日当日に係る協議資料は、委員会開催日の2週間前を目途に委員に発送することとして、資料作成時期に注意すること。

イ WS

- (ア) 契約期間中、市民、事業者等を対象に3回以上開催すること。
- なお、その内、1回は事業者を対象として実施、もう1回は市内在住、又は市内事業所に勤務する外国人を対象として開催すること。
- (イ) 開催内容に関わる特段の条件がない限り、市庁舎等、市が所有する施設で開催すること。
- (ウ) 業務受託者は、WSの内容について検討の上、市に提案し、市と協議の上、決定

すること。なお、WSの内容については、本計画の対象とする分野に係る参加者の理解促進、及び計画策定に必要な施策取組に関する意見の集約や市の現状や課題及びそれに対する市民の意識などの把握に資するものとなるよう検討を行うこと。

- (エ) 業務受託者は、WSの実施にあたっては、司会進行やファシリテート、講師の派遣等を行うほか、写真撮影、参加者の発言等を記録、その内容を分析し、計画策定に必要な情報として整理した上で、実施後にWS実施報告書を作成すること。WS実施報告書の納品時期については、市と協議し決定すること。
- (オ) 業務受託者は、WSにおいて外部講師による研修や講義を行う場合、その選定及び講師に係る費用の負担を行うこと。
- (カ) WSの開催については、平日日中に限ることなく、参加者がより多くなるよう日程等を検討すること。
- (キ) WS開催において必要となるAV機器や消耗品等は、市と協議し分担してこれを準備すること。業務受託者が準備することとなった物品に係る費用はこれを業務受託者が負担すること。

#### ウ WG

- (ア) 契約期間中、すでに設置済みのWGにおいてWG員として任命した職員及びその他職員に対し計画分野に関する外部講師による研修会を2回以上開催すること。研修会の会場等については、開催内容に関わる特段の条件がない限り、市庁舎等、市が所有する施設で開催することとし、研修内容及び講師等については市と協議しこれを決定すること。なお、研修会の内1回は、令和8年6月中旬までの間でできるだけ早期に開催すること。
- (イ) 業務受託者は、計画策定作業においてWG会議の開催が必要と判断した場合、市に提案し、市と協議を行うこと。なお、WG会議の内容については、市が行う計画目標の達成に資する施策や取組の検討や把握のほか、各分野における庁内担当部署の意欲の増進や役割の再確認など計画策定後の計画運用において必要な体制作りとなることに留意の上、検討を行うこと。また、市がWG会議の開催を必要とし業務受託者に申し入れた場合、これに対応すること。
- (ウ) 業務受託者は、WG会議の実施にあたっては、写真撮影、参加者の発言等を記録、その内容を分析し、計画策定に必要な情報として整理した上で、実施後に実施報告書を作成すること。また、WGの内容により司会進行やファシリテートを行うこと。
- (エ) 業務受託者は、WGにおいて外部講師による研修や講義を行う場合、その選定及び講師に係る費用の負担を行うこと。なお、選定にあつては市と協議を行うこと。
- (オ) WG会議や研修会の開催については、原則、平日日中とする。

(カ) WG会議は、WG員全員若しくはその一部により開催する。

(キ) 「(カ)」の一部のWG員により開催する会議（以下「WG小会議」という）は、協議事項の内容に合わせWG員を選抜して開催し、計画内の分野別環境像や環境目標の市の現状、課題とその背景、解決方法となる施策や取組み、指標の検討を行うこととし、市及び業務受託者のいずれか又は相互の要望により契約期間中、22回以上開催する。なお、開催回数については、本仕様書作成時点の環境目標の数を踏まえ想定しているものであり、WG、WG小会議、委員会等の検討結果などにより増減する場合がある。

また、WG小会議については、その検討結果を計画書誌面に反映していく必要があることから、令和8年6月中旬までの間、特に集中的に実施する。

業務受託者は、WG小会議に出席し協議に参加のほか、開催の都度、協議に関連する資料等の作成、協議内容の取りまとめ、協議結果報告書を作成すること。

具体のWG小会議開催日時、協議内容等は市と協議し決定すること。

#### (6) 4計画の分野に関する研修会等開催支援

市が、計画内容に係る市民等向け研修会又は市職員に対する研修会を開催する場合、市が開催しようとする研修会の内容に合わせ、講師を派遣すること。その際、市の規定により市が支払う報酬及び旅費以外に費用が発生した場合、これを負担すること。

#### (7) パブリックコメントの実施

契約期間中、計画案に対するパブリックコメントは2回実施する。なお、実施時期については、策定作業の進捗により前後する場合がある。パブリックコメントの周知、意見の受付、意見の集約、回答については、市で行うが、業務受託者は、その作業において、市と協議して必要な補助を行うこと。

第1回……令和8年8月頃、期間1カ月程度。

分野別環境像、環境目標それぞれにおける市の現状、課題、課題の背景を市民に提示し、それに対する市民の考える対策や取組みに関するアイデアを募集するもの。

第2回……令和9年1月頃、期間1カ月程度。

計画本文の他、写真やイラストその他資料も含め計画書としての体裁が整った計画書全体に対する市民の意見等を募集するもの。

#### (8) 計画案の検討、作成（共通的事項）

ア 令和7年度に開催した委員会の協議、決定事項を踏まえ、第3次奥州市環境基本計

画の計画案作成を行うこと。

イ 4計画に関する法令等に定められた必須的要素を網羅し、国等が作成した4計画の策定に係るガイドライン等に記載された内容を踏まえた上で、基礎調査や市民等アンケート調査結果などの結果を基に分析した奥州市域の自然、経済、社会、その他4計画策定に必要な情報等を基に、計画に搭載すべき項目、目標や指標、施策や対応策等について、相互関連性に注目し、マルチベネフィットを生み出し4計画を一体的に策定するメリットを最大化するよう、計画内における文章やイラスト等による表現やデザイン、写真の配置、計画を分かりやすく興味を引くコラムの検討を行い、個別具体的に提案を行うこと。

ウ 業務受託者が、契約期間中における市に提出すべき計画案の状態は以下のとおりとする。なお、市との協議により変更となる場合がある。また、下記の「(ア)」～「(オ)」については、その時点における最終状態の目安であり、各時点に達するまでに、計画案を細分化し委員会委員へ意見聴取を行う必要があることから、業務受託者は市と協議しつつこれに対応しなければならない。

(ア) 令和8年6月下旬頃

- ・前章、第1章、第2章の事務局案が完成している。
- ・第3章のうち、施策体系の枠組みが完成しており、分野別環境像ごとの市の現状や課題とその背景の事務局案が計画文として表示されている。また、環境目標ごとの市民や事業者の取組み、市の施策の一部が例示されている。

(イ) 令和8年9月下旬（第1回パブリックコメント終了後）頃

- ・第1回パブリックコメントに寄せられた意見等が反映されている。
- ・写真及びイラスト、図表などを除き前章～第4章までの事務局案が完成されている。

(ウ) 令和8年12月中旬（第2回パブリックコメント実施直前）頃

- ・令和8年10月開催の委員会の協議結果が反映されている。
- ・計画書全文（前章～資料編）の事務局案が完成しており、写真及びイラスト、図表などの配置が検討、または表示されている。

(エ) 令和9年2月上旬（最終委員会前）頃

- ・第2回パブリックコメントの意見が反映されている。
- ・計画書全文（前章～資料編）、写真及びイラスト、図表などの配置が完成している。

(オ) 令和9年3月上旬（最終奥州市環境審議会諮問後の最終案）頃

- ・委員会及び奥州市環境審議会の意見等が反映され、計画書最終案が完成されている。

(9) 各計画における留意事項

「(8) 計画案の検討、作成（共通的事項）」の他、各計画の策定において特に留意する点は以下のとおり。

ア 第3次奥州市地球温暖化対策実行計画事務事業編

- (ア) 市の事務事業における温室効果ガス排出状況の把握を行い、国等の同種の計画及び第2次奥州市地球温暖化対策実行計画事務事業編の進捗状況、市の事務事業のエネルギー消費の状況、エネルギー消費に関わる施設設備の状況を踏まえつつ、本計画に係り令和7年度に市が設定した温室効果ガス削減目標の達成のために必要な施策や取組みを検討し提案すること。なお、提案する施策や取組みによりどの程度の削減がなされるか検討、提案を行うこと。
- (イ) 令和6年度に市が保有施設等に対し実施した太陽光発電ポテンシャル調査の結果を踏まえ、政府実行計画に即した太陽光発電設備の設置対象とすべき施設等について市と協議し検討、提案を行うこと。
- (ウ) 計画本文の検討、温室効果ガス削減目標達成のため有効な施策、取組みの検討を行うこと。なお、本計画は分野別環境像の一つとして第3次奥州市環境基本計画に内包され一体的に策定されるものである。ただし、法令等により本計画に対し必要とされる事項や計画の表現、策定後の運用上、効果的な表現が見込まれる場合には、適宜、計画を区分して記載する必要があることに留意すること。
- (エ) 市が、市各部局に対して毎年度行う市の事務事業におけるエネルギー使用量調査の方法について、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（以下「LAPSS」という。）」の利用を前提に研究を行い、効率的なMicrosoft ExcelやMicrosoft Accessなどによる調査様式、方法の提案を行うこと。また、LAPSSに市の施設、設備等、及びエネルギー使用量等の登録を行うこと。この登録の際に必要な情報は市において準備を行う。
- (オ) 業務受託者は、必要に応じ本計画の内容検討のため開催するWG小会議に出席し協議に加わること。

イ 奥州市地球温暖化対策実行計画区域施策編

- (ア) 本計画に係り令和7年度に市が設定した温室効果ガス削減目標の達成のために市域内の温室効果ガス排出状況の把握、及びその方法について検討し提案すること。
- (イ) 市域内の温室効果ガス削減に資する施策や対応策について検討し提案すること。
- (ウ) 計画本文の検討、温室効果ガス削減目標達成のため有効な施策、取組みの検討を行うこと。なお、本計画は分野別環境像の一つとして第3次奥州市環境基本計画に内包され一体的に策定されるものである。ただし、法令等により本計画に対し必要

とされる事項や計画の表現、策定後の運用上、効果的な表現が見込まれる場合には、適宜、計画を区分して記載する必要があることに留意すること。

(エ) 業務受託者は、必要に応じ本計画の内容検討のため開催するWG小会議に出席し協議に加わること。

#### ウ 奥州市地域気候変動適応計画

(ア) 国、県等の同種計画、及び国の示すガイドラインや策定マニュアルを参考として策定する。6(3)基礎調査における調査、分析結果を基に熱中症をはじめとする市域内外の気象情報及び気候変動の影響について把握、分析するとともにその対応策について検討し計画案を提案すること。なお、本計画は分野別環境像の一つとして第3次奥州市環境基本計画に内包され一体的に策定されるものである。ただし、法令等により本計画に対し必要とされる事項や計画の表現、策定後の運用上、効果的な表現が見込まれる場合には、適宜、計画を区分して記載する必要があることに留意すること。

(イ) 業務受託者は、必要に応じ本計画の内容検討のため開催するWG小会議に出席し協議に加わること。

## 7 その他

### (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「促進区域」について

市が「促進区域」の検討において必要となる資料を、オープンデータ及び市が提供するデータを利用し作成すること。なお、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（最新版 環境省）」による促進区域の類型に沿って資料を作成すること。

### (2) 計画デフォルメ版の作成について

ア 計画デフォルメ版の主たる利用者について市と協議し、複数の利用者カテゴリを検討すること。

イ 利用者カテゴリに合わせ、計画デフォルメ版の内容をそれぞれ検討すること。

ウ 利用者カテゴリに合わせ、言語、文章表現、イラスト、レイアウトを検討すること。

エ 計画デフォルメ版は、表紙も含め最大10ページ（A4両面5枚、カラー）程度とすること。なお、利用者カテゴリに基づく内容によりこのページ数を下回ることを可とする。

### (3) 計画概要書の作成について

計画素案の記載事項を端的にまとめた計画概要書を作成すること。計画概要書については、表紙は不要とし、最大4ページ（A4、カラー）程度以内とすること。

(4) 業務受託者は、成果品の納品において、納品内容の説明を市に対し行うこと。

また、納品時点での計画案及びその他資料の状態を業務受託者及び市担当において協議しつつ確認し、計画策定までに必要となる業務の整理を行うこと。

(5) 業務受託者は、悪化しつつある地球温暖化への対策の一端として本業務を認識し、脱炭素社会の構築をはじめとする市の環境関連の施策の先進化、効果的な取組みの立案等、市とともに意欲的に本業務を遂行すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

## 8 注意事項

(1) 業務受託者は、本業務に十分な経験と知識を有し、本業務の推進に特に意欲的な者を配置のこと。また、業務内容を踏まえ十分な人数を配置のこと。

(2) 業務受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時、市との打ち合わせを行い、確実に対応ができるようにすること。

(3) 業務受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。また、業務終了後も同様とする。

(4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、市と協議の上、業務の実施上必要と認められる事項については、実施すること。

(5) 業務完了後、業務受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は業務受託者の負担とする。

(6) 業務に必要な資料で市が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合においては、業務が完了した後、当該資料を速やかに返却すること。

(7) 本業務の業務委託料は業務完了後の一括払いとし、前金払い及び部分払いは行わない。

## 9 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品は原則、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointを使用して作成することとし、市による校正を受け、承認を得てから納品すること。なお、納品にあつては、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointそれぞれの形式のファイルの他、PDFにしたものをセットで納品すること。また、本業務における成果品は市に帰属するものとし、業務受託者は市の許可なく外部に貸与又は公開してはならない。

(1) 6(3)ア～オの基礎調査で、令和7年度に市が実施した基礎調査に追加、修正を行った項目に係る基礎調査報告書（電子データ）

(2) 6(4)に規定する市民・事業者アンケート結果の活用を行い他の成果品に含まれない調

- 査報告すべき事項で市が求めるもの(電子データ)
- (3) 委員会、WS、WG、WG小会議などの協議において作成した協議資料や協議記録（電子データ）
  - (4) 計画策定に関し開催した研修会に関する資料（電子データ）  
研修会で参加者に対し配布又は投影した資料のほか、研修会の実施に関する記録書等も含む。なお、研修会で参加者に対し配布又は投影した資料が、外部講師が作成したものであった場合についてはこの限りではない。
  - (5) 計画策定作業において行った調査、協議に基づく分析結果やそれに基づき市に提案した内容等に関する資料（電子データ）
  - (6) 市との協議に関する協議内容報告書（電子データ）
  - (7) パブリックコメントの実施において業務受託者が作成した資料（電子データ）
  - (8) 第3次奥州市環境基本計画書として計画の全文、グラフ、図、イラスト、資料編等の計画書としてすべての要素、ページが完成した印刷用版下データに使用するもの（以下「計画書印刷用版下データ」という。このほか6(8)ウに記載の各時点における計画案はそれぞれの時期のデータ）。及び市ホームページに掲載するデータ（電子データ）  
なお、計画書印刷用版下データは、6(8)ウ(オ)の後、必要な修正があった場合、これを修正し契約期間中に納品すること。
  - (9) 計画書印刷用版下データ内に、表示した図表、グラフ、イラスト等の電子データ。それぞれ、個別のファイルまたはExcelの場合はシートに分割すること。また、グラフについては、グラフ内の数値を構成する元データもグラフとの可能な限りリンクを保ったままで納品すること。（電子データ）
  - (10) 業務受託者が、会議等において録音を行った場合の録音データ。録音データのファイル名は「日付\_会議名（例：yyyymmdd\_会議名）」とすること。（電子データ）
  - (11) その他、本業務に関し業務受託者が作成した資料等で市が求めるもの（電子データ）

## 10 担当課

所在地 〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地  
担当課名 奥州市市民環境部GX推進室  
電話 0197-34-2062  
電子メール gx@city.oshu.iwate.jp

表1

NO.	調査項目	収集情報	資料名称・出典	収集方法	分野			
					自然環境	地球温暖化	気候変動	
1	自然環境	生態系・動植物	自然環境調査Web-GIS (環境省)	オープンデータ収集	○			
2		特定植物群落			○			
3		自然公園地域データ	国土数値情報ダウンロードサイト		○	○		
4		自然環境保全地域データ			○	○		
5		鳥獣保護区データ			○	○		
6		絶滅危惧種	第5次レッドリスト (環境省)		○			
7			いわてレッドデータブック		○			
8		イヌワシの重要な生息地等	岩手県HP		○	○		
9		外来生物	特手外来生物一覧 (環境省)		○	○		
10	自然環境に関する市民・事業者の意向・関心・地域課題等	地域の環境団体等の資料	アンケート、ワークショップ	○	○	○		
11	気候・気象	気温	気象庁	オープンデータ収集	○	○	○	
12		日照			○	○	○	
13		風速			○	○	○	
14		降水量			○	○	○	
15		積雪量			○	○	○	
16	社会情勢	人口動態・人口予測	人口ビジョン、奥州市統計情報	オープンデータ収集	○	○	○	
17		土地利用			○	○	○	
18	経済状況	地域経済循環分析	地域経済循環分析 (環境省)	オープンデータ収集	○	○		
19		企業立地・面積	岩手県企業立地ガイド		○	○		
20		事業所数	経済センサス		○	○		
21		産業別就業者数			○	○	○	
22	生活環境	大気環境	毎年度の環境報告書	発注者から貸与	○		○	
23		水環境			○		○	
24		騒音・振動・悪臭			○			
25		土壌環境・化学物質			○			
26		廃棄物			○	○		
27		生活環境に関する市民・事業者の意向・関心・地域課題等			地域の環境団体等の資料	アンケート、ワークショップ	○	
28	GHG排出量	区域のGHG排出量	自治体排出量カルテ (環境省)	オープンデータ収集		○		
29		特定排出事業者・事業所	SHK集計情報 (環境省)					
30		市民・事業者の排出量に影響する行動・要因把握	-		アンケート、ワークショップ、ヒアリング		○	
31	エネルギー	エネルギーフロー図	地域エネルギー需給データベース	オープンデータ収集		○		
32		エネルギー消費量	都道府県別エネルギー消費統計 (資源エネルギー庁) 等				○	
33			全庁のエネルギー使用量に関する調査結果		市より入手			○
34		電力需要量	電力調査統計 (資源エネルギー庁)				○	
35		再生可能エネルギー導入状況	再生可能エネルギー事業計画認定情報HP (資源エネルギー庁)		オープンデータ収集		○	
36		再生可能エネルギー導入ポテンシャル	自治体再エネ情報カルテ、環境省REPOS				○	
37			市保有施設等の太陽光発電導入可能性調査結果 (令和6年度)		市より入手			○
38	省エネ・再エネに関する市民・事業者の意向・関心等	-	アンケート、ワークショップ		○	○		
39	その他	水害等の災害発生状況	関係部局の実績データ	ヒアリング			○	
40		農作物への影響	関係部局の実績データ	ヒアリング			○	
41		熱中症搬送者数、ヒートショックによる死亡者数	総務省、厚生労働省データ	オープンデータ収集			○	